

(仮称)島並地区屋外スポーツ施設整備事業

3億8,407万円補正予算可決

第4回定例会

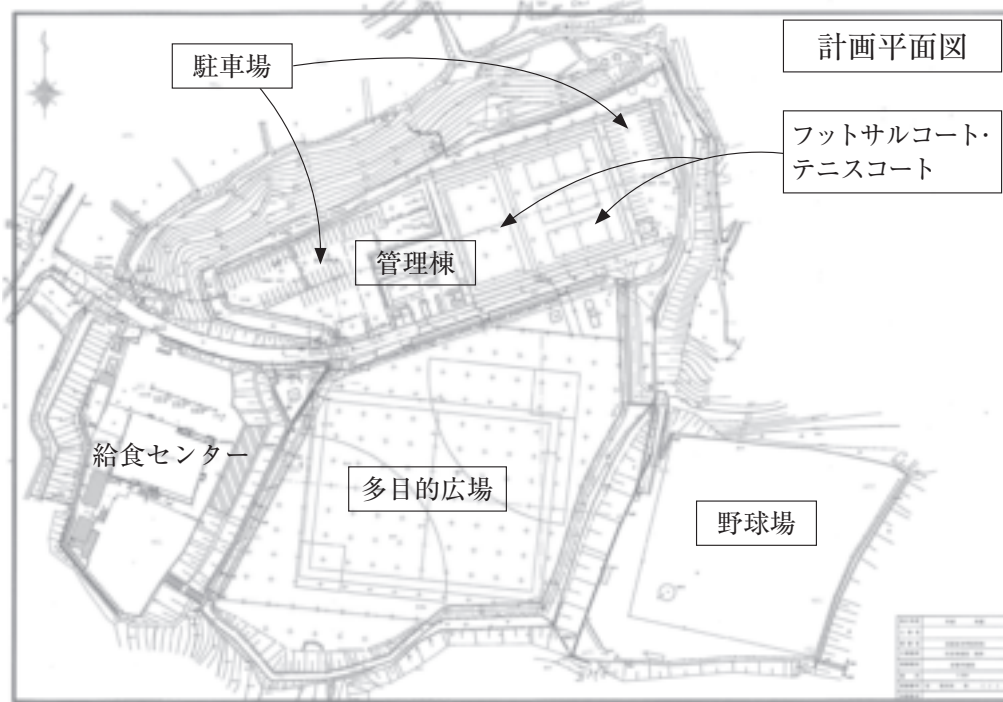
12月1日～12月10日

平成29年4月完成予定

照明付フットサルコート、テニスコート等を
旧麻生中学校 校舎解体跡地に整備

～主な整備内容～

・多目的広場（クレー）	・駐車場（普通車72台、マイクロバス5台）
・フットサルコート（ハンドボール可）砂入り人工芝	・管理棟
・テニスコート（一部フットサル兼用）	・東屋（4基）
・照明（多目的広場4基、フットサル・テニスコート6基）	・野球場（現状での利用）



補正予算可決後に、議員より附帯決議案が提出され、賛成多数により可決されました。（詳細は 5 ページに記載）

*附帯決議とは・・・ 議案の議決にあたって付随的に付けられる意見又は要望の決議

平成27年第4回行方市議会定例会は、12月1日から10日までの10日間の会期で開催されました。

本会議では、市長から条例の制定や一部改正案、補正予算案など18件が、また議員からは附帯決議案1件が提出され、いずれも原案のとおり、可決されました。一般質問には11名の議員が登壇し、熱い議論が展開されました。

このほか、継続審査となっていた平成26年度決算が認定されるとともに、地方創生推進特別委員会の中間報告がありました。

第4回定例会の経過

12月1日（火）

本会議

・開会

・会期の決定・諸般の報告

・請願の上程、委員会付託

・議案の上程、説明、質疑、

討論、採決

3日（木）

・議案の上程、説明、質疑、

討論、採決

4日（金）

本会議

・一般質問（4議員）

7日（月）

本会議

・一般質問（4議員）

8日（火）

本会議

・一般質問（3議員）

10日（木）

本会議

・議案の上程、説明、質疑、

討論、採決

・決算特別委員長報告質疑、

討論、採決

・常任委員長報告、質疑、

討論、採決（請願）

・地方創生推進特別委員会

の中間報告

・閉会中の所管事務調査

・議員の派遣

・閉会

あそう温泉「白帆の湯」ほか 4施設の指定管理者決まる

行方市観光物産館
「こいこい」



霞ヶ浦
ふれあいランド



平成28年4月より あそう温泉「白帆の湯」、行方市北浦荘、
天王崎観光交流センターは 新たな指定管理者となります

●業務開始までの主な流れ

指定管理者の募集
(募集要項配布、現地説明・見学会)
↓
申込み
(申請書類)
↓
選定
(審査委員会、プレゼンテーション)
↓
指定管理者の候補者決定
↓
議会の議決
↓
指定管理者と協定締結
↓
指定管理業務の開始

あそう温泉「白帆の湯」
麻生421-3



議案第64号
あそう温泉「白帆の湯」、
行方市北浦荘及び天王崎観光
交流センターの指定管理者の
指定について
・管理を行わせる公の施設

指定管理者の指定

・指定管理者
東京都千代田区外神田
2-18-8

(株)共立メンテナンス
代表取締役社長 佐藤充孝
・指定期間

行方市北浦荘
山田121



天王崎観光交流センター
麻生419-1



平成28年4月1日から
平成31年3月31日

議案第65号

霞ヶ浦ふれあいランドの指
定管理者の指定について

・管理を行わせる公の施設
霞ヶ浦ふれあいランド
玉造甲1234

・指定管理者

行方市玉造甲1234

一般財団法人 行方市開発
公社 理事長 鈴木周也

・指定期間

平成28年4月1日から
平成29年3月31日

議案第66号

議案第66号

行方市観光物産館「こいこい」
の指定管理者の指定について

・管理を行わせる公の施設

行方市観光物産館「こいこい」

玉造甲1963-5

・指定管理者

行方市玉造甲1234

一般財団法人 行方市開発
公社 理事長 鈴木周也

・指定期間

平成28年4月1日から
平成29年3月31日

公の施設の 指定管理者制度とは

公の施設とは・・・

- 住民の利用に供するためのもの
- 住民の福祉を増進する目的をもって、地方公共団体が設置した施設であること

以前は

公の施設の管理主体は、公共団体、出資法人、公共的団体に限定されていました(管理委託制度)

現在は

法人その他の団体であれば特段の制限は設けられてはいません(指定管理者制度)

その目的は 管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放し、

■民間事業者の活力を利用した住民サービスの向上

■施設管理における費用対効果の向上等を図ることです

12月定例会で可決された 平成27年度補正予算

第4回
定例会
補正予算

一般会計 約5億7,600万円増額

各避難所へのWi-Fiステーション整備基本計画

策定業務委託料など計上

(議案番号) 会計別		補正額	主な内容	総額
(議案第 67 号) 一般会計		5 億 7,626 万 5,000 円	・ 財務書類作成支援業務委託料 / 361 万 4,000 円 ・ 行方市ふるさと応援寄附金基金積立金 / 8,500 万円 ・ Wi-Fi ステーション整備基本計画 策定業務委託料 /540 万円 ・ 国土調査事後処理委託料 /60 万 4,000 円 ・ 補装具給付費 /500 万円 ・ 障害者福祉サービス給付費 / 5,339 万 9,000 円 ・ 老人保護措置費 /168 万 8,000 円 ・ 農地中間管理機構集積協力金補助金 / 850 万円 ・ 水田農業推進対策事業補助金 / 762 万 4,000 円 ・ わな猟免許取得費補助金 /39 万 6,000 円 ・ 資源リサイクル畜産環境緊急対策事業 補助金 /100 万円 ・ ため池浚渫工事 /189 万円 ・ 道路改良舗装工事 /1,295 万円 ・ 道路維持補修事業 /5,800 万円 ・ (仮称) 島並地区屋外スポーツ 施設整備工事監理業務委託料 / 1,013 万 1,000 円 ・ (仮称) 島並地区屋外スポーツ 施設整備工事 /3 億 8,407 万円	191 億 1,037 万 8,000 円
特別会計	(議案第 68 号) 国民健康保険	△ 1,257 万 4,000 円	・ 職員給与費 / △ 1,257 万 4,000 円	60 億 9,142 万 6,000 円
	(議案第 69 号) 介護保険	838 万 5,000 円	・ 職員給与費 / △ 254 万 7,000 円 ・ 介護予防プラン作成委託料 / 117 万 6,000 円 ・ 一般会計繰出金 /952 万 3,000 円	33 億 8,953 万 4,000 円
	(議案第 70 号) 農業集落排水事業	180 万 5,000 円	・ 職員給与費 /180 万 5,000 円	1 億 3,880 万 5,000 円
	(議案第 71 号) 特定環境保全公共 下水道事業	72 万円	・ 職員給与費 /72 万円	4 億 6,572 万円
	(議案第 72 号) 流域関連公共下水 道事業	4 万 5,000 円	・ 職員給与費 /4 万 5,000 円	3 億 5,004 万 5,000 円
	(議案第 73 号) 戸別浄化槽整備事 業	△ 34 万円	・ 職員給与費 / △ 34 万円	1 億 5,366 万円

【答】 当初予算は、その年度に予想される全ての歳入歳出（収入支出）を見積もって編成されますが、年度の途中で、例えば、災害の発生、政策の変更、制度の改正等が生じたときには、これらに対応するため、必要な金額を追加、減額などをします。これを「補正予算」といいます。

補正予算って
なんですか？



市長が提出した議案等

条例

議案第57号

行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例
地方税の賦課徴収または調査に関する事務等の利用範囲について必要な事項を定めるために制定されました。(平成28年1月1日から施行)

議案第58号

行方市環境基本条例が

制定されました。

(条例の前文より一部抜粋)

健全で恵み豊かな環境を保全するため、ここに、行方市の環境に関する基本理念を明らかにして、その方向性を示し、将来に向かい、良好な環境形成に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

議案第60号

行方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の人事評価の項目を追加しました。市職員の能力と実績を評価し、給与に反映させるため改正しました。(平成28年4月1日から施行)

議案第61号

行方市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いました。(平成28年4月1日から施行)

議案第62号

行方市税条例等の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行いました。(平成28年4月1日から施行)

議案第63号

行方市陶芸室条例の一部を改正する条例

(旧)玉造給食センターを陶芸室として使用していましたが、(旧)行方幼稚園舎に移動したことによる所在地の変更を行いました。

(変更前) 玉造甲366番地
(変更後) 行方655番地4

提出議案

議案第59号

鹿行広域事務組合規約の変更

潮来・行方・銚田市の共同処理で行っている事務に、新たに「広域一般廃棄物(し尿を除く)処理施設の建設に関すること」が追加されました。

議案第74号

財産の譲与について(新原公民館)

建設費の起債償還が終了したことから、また新原区が地縁団体になったことから譲与されました。

・所在 行方市麻生3324

番地10

・構造 木造、瓦ふき、平屋

建て

・譲与する相手方 新原区会

代表者 内田 信

議員が提出した議案

議案第10号

議案第67号 平成27年度行方市一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議案の提出

・提出者… 宮内 正
・提出賛成者… 貝塚俊幸、岡田晴雄、高木 正、宮内 守、河野俊雄

提出者より附帯決議案の提案理由の説明がされた後、討論では、附帯決議は必要ないとの反対討論があり、起立表決の結果、可否同数となりましたが、地方自治法に基づいて議長が決するところにより可決しました。

○討論内容(反対)

議案審議の説明、質疑で理解したこともあり、議員発議がなくても、執行部は今後、適切に執行してくれるものと確信したので反対いたしません。

■附帯決議■

本市の財政状況は、人口減少等により一層の財源確保を図らなければならない状況と、歳出については有効に活用すべきである中、(仮称)島並地区屋外スポーツ施設整備工事については、当初予算に計上されていないにもかかわらず、今回補正により3億8,407万円計上されたことについては、事務手続きを含め、議会に対し説明不足である。

今後、事業を行う上では、事業計画、事業費等について、十分に検討され説明を明確にして執行すること。以上、決議する。

行方市議会



特別委員会

特別委員会の開催状況、審議内容についてお知らせいたします。

会の経過報告

- ・「行方市総合戦略書（第二次総合計画）」策定のためのアンケート調査結果報告、今後のスケジュール

【平成27年11月26日】

第1委員会室

主な協議内容

- ・行方市総合戦略書の骨格と体系（イメージ）、なめがた市民100人委員会「改善提案シート」記載内容の中間とりまとめについて
- ・全委員による地方創生に関する提言

【平成27年12月9日】

第1委員会室

主な協議内容

- ・地方創生に関する中間報告について

百里基地対策特別委員会

【平成27年12月9日】

第1委員会室

主な協議内容

- ・防衛予算等使途事例の確認について（基金等積立等）
- ・視察研修事業について

地方創生推進特別委員会

【平成27年10月30日】

第1委員会室

主な協議内容

- ・なめがた市民100人委員

行方市議会活性化特別委員会

【平成27年10月30日】

第1委員会室

主な協議内容

- ・一般質問における質問方式について
- ・議会のテレビ中継（ライブ）について
- ・政務活動費について

【平成27年12月2日】

第1委員会室

主な協議内容

- ・政務活動費について
- ・議会報告会（仮称）について
- ・決定事項の確認

どうなった 請願・陳情

■「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

- 【請願者】 日本の子どもの健全育成を推進する会
代表 木本信男
- 【紹介議員】 阿部孝太郎
- 【付託委員会】 教育厚生委員会
- 【結果】 継続審査

中間提言を行いました

地方創生推進特別委員会（宮内守委員長）は、定例会の最終日（12/10）に、これまで協議してきた委員会の経過報告、また全委員に意見を求め、とりまとめた具体的な方法を報告しました。

第4回定例会で付託された請願について、次のとおり審査しました。

【教育厚生委員会】（12月2日、第1委員会室）

- 請願第7号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 審査結果 継続審査を必要とする。（本件の経過など、慎重審査又は調査するため。）

～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、提出者の住所、氏名を書いて押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名及び押印が必要です。
- ※ 紹介議員がつかないときは、陳情書としてください。
- ※ 道路等は簡単な地図、略図、図面等を付けてください。

（表紙例）

請願（陳情）書

紹介議員
署名 印

（内容例）

〇〇〇〇についての請願（陳情）

1. 要旨
2. 理由

平成 年 月 日
請願（陳情）者の住所
氏名 印

行方市議会議長 殿

平成26年度決算 9会計を認定

一般会計決算額 約177億円(歳出)

(決算審査の内容は8～9ページに掲載しています。)

一般・特別・企業会計別決算

	歳 入	歳 出	差引残額
一般会計	185 億 3,307 万 1,821 円	177 億 2,697 万 7,478 円	8 億 609 万 4,343 円
国民健康保険特別会計	52 億 2,161 万 5,887 円	52 億 9 万 8,405 円	2,151 万 7,482 円
介護 保険事業勘定	34 億 3,638 万 406 円	33 億 9,307 万 1,589 円	4,330 万 8,817 円
保険 介護サービス事業勘定	1,070 万 5,982 円	927 万 5,045 円	143 万 937 円
後期高齢者医療特別会計	3 億 100 万 525 円	2 億 9,904 万 4,425 円	195 万 6,100 円
農業集落排水事業特別会計	1 億 6,744 万 1,121 円	1 億 6,153 万 7,227 円	590 万 3,894 円
特定環境保全公共下水道事業特別会計	4 億 8,857 万 3,590 円	4 億 7,915 万 1,354 円	942 万 2,236 円
流域関連公共下水道事業特別会計	3 億 1,713 万 7,674 円	3 億 658 万 178 円	1,055 万 7,496 円
戸別浄化槽整備事業特別会計	9,725 万 4,046 円	9,424 万 1,825 円	301 万 2,221 円
水道事業合計	収益的	9 億 4,269 万 6,458 円	9 億 1,931 万 6,378 円
	資本的	8,567 万 8,236 円	4 億 1,146 万 2,281 円
合 計	296 億 155 万 5,746 円	290 億 75 万 6,185 円	6 億 79 万 9,561 円

市財政をチェック

○主要指標 (平成26年度)

・健全化判断比率

実質赤字比率	- %
連結実質赤字比率	- %

実質公債費比率	8.9%
---------	------

将来負担比率	80.0%
--------	-------

実質赤字額及び連結実質赤字額がないため
- %と記載してあります。

○**実質公債費比率とは・・・** 市の実質的な借金が財政規模に占める割合のことです。数値が高いほど返済の負担が重いことを示します。※合併時との比較で改善されています。

年度/項目	行方市	県内平均	早期健全化基準
H26	8.9%	8.0%	25.0%
H25	9.9%	9.0%	
H24	10.6%	9.8%	

*数値は、過去3ヵ年平均により算出される。
*18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

○**将来負担比率とは・・・**

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
※合併時との比較で改善されています。

年度/項目	行方市	県内平均	早期健全化基準
H26	80.0%	37.5%	350.0%
H25	80.8%	42.9%	
H24	84.4%	55.0%	

